

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年10月14日

1. 執行機関の別	2:教育委員会	▼
2. 都道府県名	千葉県	
3. 市区町村名	銚子市	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)	
6. 独自利用事務の対象者	児童生徒の保護者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年9月29日	
8. 保護評価の実施の有無	2:無	▼
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係		▼

執行機関名 銚子市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学が困難と認められる児童及び生徒の就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		銚子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第5の項 就学が困難と認められる児童及び生徒の就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	銚子市就学援助費支給要綱(令和5年教育委員会告示第16号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、(高等学校等の生徒等)がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって(教育の機会均等に寄与すること)を目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定により、(経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒)(以下「児童等」という。)若しくは(就学予定者)(学校教育法施行令第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。)の保護者に対して就学援助費を支給し、もって(義務教育の円滑な実施)に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		銚子市就学援助費支給要綱(令和5年教育委員会告示第16号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	銚子市就学援助費支給要綱第6条第1項
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	銚子市就学援助費支給要綱第5条第1項の就学援助費支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	銚子市就学援助支給要綱第2条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考	
----	--